

第22回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 次第

■日時 平成26年10月6日（月）18:00～20:00

■場所 釧路市交流プラザさいわい 小ホール

1 開会

2 議事

（1） 傍聴人からの意見要旨 【資料1】

（2） 平成26年9月定例市議会での質疑・意見要旨 【資料2】

（3） （仮称）釧路市自治基本条例素案（案）について
【資料3-1、3-2、3-3】

3 その他

4 閉会

【配付資料】

資料 1 傍聴人からの意見要旨（感想記入シート）

資料 2 平成 26 年 9 月議会における質疑要旨

資料 3－1 （仮称）釧路市自治基本条例素案（案）

資料 3－2 （仮称）釧路市自治基本条例素案（案）についての意見要旨

資料 3－3 第 21 回検討委員会での意見について

感想記入シート

傍聴人からの意見要旨（感想記入シート）

1. 第 20 回検討委員会（8 月 18 日実施）

- ① 自分が想像していたよりも活発に議論がなされていたことに驚いた。一般の方も委員に参加しているということなので、住民の視点に立ったわかりやすい条例になることを期待している。
- ② 今回傍聴したことで、これまで意識していなかった条例について込められた思いなどに触れることができた。その背景を自分なりに解釈して条例と向き合っていきたい。

2. 第 21 回検討委員会（8 月 29 日実施）

- ① 条例の文案は行政が作っており、本当に市民主体と言えるのか疑問。鉧路市がどこに向かい、何を大切にするのか等、将来像の片鱗が感じられない。

平成 26 年 9 月議会における質疑要旨

1. 一般質問

(政進会 松永議員)

自治基本条例がもつ意味と、制定により釧路市が目指すものは何か。

また、条例案作成に当たり、多くの市民意見を反映させる対策を講じるべきで、市民への周知も徹底させることが必要と思う。平成 27 年 4 月施行予定とされているが市民への周知不足や意見反映など課題は残されており、もっと時間をかけるべきではないか。

(総合政策部長)

自治基本条例はまちづくりの各主体の役割と責務の明確化と、情報共有と市政参加の機会の保障など、まちづくりの基本的なルールを定め、みなの規範とするもの。この条例の制定により、市と議会がしっかりと機能し、市民の力が発揮できる「市民と協働するまちづくり」のさらなる推進を目指してまいりたい。

市民への周知については、これまで、ホームページ、広報くしろ、市民団体等との意見交換、FMくしろへの出演、市政懇談会や地域協議会における報告、市民を対象とした講演会の開催等を通じて、条例制定への認識や機運の向上に努めてきた他、検討委員会自体も市民主体とし、公募委員も含めるなど、市民参加の機会を確保してきたところ。

なお、この中で、市民の皆様から幅広くご意見をいただく機会を確保してきており、いただいた多くのご意見は、検討委員会にご報告し、検討の参考としている。

検討委員会においても市民への周知の重要性は議論されており、周知方法などについてもご議論いただきながら、進めてきたところ。

また、条例制定後の周知も極めて重要であると認識しており、条例の施行までの間、市民にどのようにわかりやすく周知していくことができるか、検討を進めてまいりたい。

2. 総務文教常任委員会

(公明党議員団 月田議員)

住民投票を始めとして、委員意見が分かれており、まとめきれていない段階で会派説明を行った意図は何か。また、意見が分かれている条項の内容は、最終的にどのように決めるのか。期限ありきではなく、一定程度合意形成ができるよう丁寧に進めて欲しい。

(都市経営課長)

意見交換は、議会基本条例との整合の観点等からも、まちづくりの担い手である議員の皆様のご意見を聞くべき、との検討委員会からの提案を受けて行ったもの。住民投票に関しては、条例で独自の制度として設けるのか、地方自治法の直接請求によると明記するかについては、最終的な結論には至っていない。

検討委員会では多数決の手法はとっておらず、議長が意見のとりまとめを行う。とりまとめの期限は特段設けておらず、しっかりと熟度を得て進めてまいりたい。

（政進会 鶴間議員）

コミュニティの重要な要素として、町内会について明記すべきではないか。

長野県高森町の事例（※注1）では、自治組織、町内会を条文に明記している。10月の検討委員会の中で、条文を例示しながら検討してもらいたい。

（都市経営課長）

検討委員会でも、町内会は重要なコミュニティであるとの議論になっており、コミュニティの代表的な事例として「町内会など」という表現を盛り込む方向で議論が進んでいる。

検討委員会ではこれまでも、道内、道外事例を示しながら議論してきた。今後の協議についても必要に応じて全国の事例を提供しながら委員会を進めていきたい。議会が出た意見については、検討委員会に報告しており、今後の議論の参考とさせていただく。

注1：高森町まちづくり基本条例（素案）（抜粋）【未施行】

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

(6)自治組織 高森町の自治の基盤を成す、常会、地区及び区等をいいます。

（自治組織への参画及び自治組織の役割）

第12条 高森町に居住する町民は、自治組織が、まちづくりや地域福祉に果たす役割や意義を認め、自治組織の加入に努めます。

2 高森町に居住する町民は、自治組織の活動に積極的に参画し、協働するよう努めます。

3 自治組織は、地域内に居住する町民に対し、活動内容等をわかりやすく説明し、活動への参画を促すよう努めます。

4 自治組織は、地域内に居住する町民の生活に配慮しつつ、活動へ参画しやすい環境を整えます。

5 町民、自治組織、町及び議会は、高森町に居住する町民の自治組織への加入に対し、協働して促進に努めます。

6 町及び議会は、自治組織の自主性を尊重するとともに、これらの活動を積極的に守り育てるよう努めます。

（コミュニティ組織における町民の役割）

第13条 町民は、公益的な活動を自発的又は自律的に取り組むコミュニティ組織の意義を認め、自らがコミュニティ組織の重要な担い手であることを自覚し、率先してコミュニティ組織の活動に参画し協力することで、コミュニティ組織の発展に寄与するよう努めます。

2 コミュニティ組織は、活動を通じて町民福祉の向上やコミュニケーションの場の創出に努めるとともに、その活動内容を公にすることで、町民の協働する意識を育て、参画しやすい環境を整えます。

3 町及び議会は、コミュニティ組織の自主性、自立性を尊重し、必要に応じてその活動や育成を支援していきます。

（仮称）釧路市自治基本条例 素案（案）について

- ・「素案のたたき台」から「素案（案）」で変更になった箇所に「下線」をひいています。
- ・9月10日付事務連絡で送付した「素案（案）」から変更した箇所は「網掛け」にしています。

平成 26 年 10 月 6 日現在

素案のたたき台	素案（案）【9 月 10 日時点】	素案（案）【10 月 6 日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
（仮称）釧路市自治基本条例	釧路市まちづくり基本条例	釧路市まちづくり基本条例	【「釧路市まちづくり基本条例」とすべき】 ○市民にとってのわかりやすさ、とっつきやすさは大切。一見して「難しそう」という印象を持つと見てもらえない。 ○他都市の啓発パンフ等を見ても「まちづくり基本条例」の方が受け入れやすい。 ○これまでの議論も「市民の『まちづくり』への参加」が一番の主題だったので。 ○人と人との繋がり、ソフトの部分を表すには「まちづくり」が良い。 ○「まちづくり」の方が日常の活動に即して理解されやすいと思う。「釧路のまちを皆でつくる」という趣旨がよく表れている。 【「釧路市自治基本条例」とすべき】 ○（市と市民の関係性や行政運営などの意味も含んでいる）「自治基本条例」がふさわしいと感じた。市民に対しては勉強会を重ねる等で理解してもらおうと良い。 ○目的を果たす作用条例であれば「まちづくり基本条例」で良いと思うが、理念条例で行政運営の考え方なども含み、自治の基本を定める条例なので、「自治基本条例」が適当。 「まちづくり」は広い意味があるが、その全てを促進したり規制したりする条例ではないので、「まちづくり基本条例」では誤解を

素案のたたき台	素案（案）【9月10日時点】	素案（案）【10月6日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
			招く。 ○「まちづくり」はひらがなで一見わかりやすいが、人によって解釈も割れる。「自治」は堅い印象はあるが、何が書いてあるかについては解釈が分かれることはない。正式名称は「自治基本条例」とし、啓発の際は愛称を使うなどの工夫をしてはどうか。 【その他】 ○上記二つにとらわれる必要は無い。市民公募で名称を決めてはどうか。

素案のたたき台	素案（案）【9月10日時点】	素案（案）【10月6日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長　○：委員　■：議長　●：事務局
釧路市は、原始の様相を今に伝える釧路湿原、母なる釧路川、特別天然記念物のマリモが生育する阿寒湖をはじめとする大小の湖沼や広大な森林など、厳しくも豊かな自然の恵みのもと、その自然と共生してきたアイヌの人たちや開拓のために移り住んだ人たちなどの長年の労苦と努力によって、東北海道の中核都市へと発展を遂げてきました。 わたしたち釧路市民は、「広野に丹頂が舞い、夕焼けが太平洋を染める釧路の市民です」と謳い出される釧路市民憲章を胸に、生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまちを築き、あすの釧路市がより輝くよう、次世代に引き継いでいく責任があります。 わたしたちは、皆で築き上げてきた歴史を誇りとして、まちづくりを自ら担う気概を持ち、まちづくりの主体としての役割をはたしていかなければなりません。 ともに考え、互いに認め合い、力を合わせてまちづくりに取り組み続けることで、人と人との絆や支え合う心をより確かなものにし、喜びとやりがいを感じながら、安全で安心な心豊かに暮らせるまち釧路を築いていくために、まちづくりの規範として、この条例を制定します。	釧路市は、原始の様相を今に伝える釧路湿原、母なる釧路川、特別天然記念物のマリモが生育する阿寒湖をはじめとする大小の湖沼や広大な森林など、厳しくも豊かな自然の恵みのもと、その自然と共生してきたアイヌの人たちや開拓のために移り住んだ人たちなどの長年の労苦と努力によって、東北海道の中核都市へと発展を遂げてきました。 わたしたち釧路市民は、「広野に丹頂が舞い、夕焼けが太平洋を染める釧路の市民です」と謳い出される釧路市民憲章を胸に、生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまちを築き、あすの釧路市がより輝くよう、次世代に引き継いでいく責任があります。 わたしたちは、皆で築き上げてきた歴史を誇りとして、まちづくりを自ら担う気概を持ち、まちづくりの主体としての役割をはたしていかなければなりません。 ともに考え、互いに認め合い、力を合わせてまちづくりに取り組み続けることで、人と人との絆や支え合う心をより確かなものにし、喜びとやりがいを感じながら、安全で安心な心豊かに暮らせるまち釧路を築いていくために、まちづくりの規範として、この条例を制定します。	釧路市は、原始の様相を今に伝える釧路湿原、母なる釧路川、特別天然記念物のマリモが生育する阿寒湖をはじめとする大小の湖沼、■広大な森林などの厳しくも豊かな自然の恵みのもと、その自然と共生してきたアイヌの人たちや開拓のために移り住んだ人たちなどの長年の労苦と努力によって、東北海道の中核都市へと発展を遂げてきました。 私たち釧路市民は、「広野に丹頂が舞い、夕焼けが太平洋を染める釧路の市民です」とうたい出される釧路市民憲章を胸に、生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまちを築き、あすの釧路市がより輝くよう、次世代に引き継いでいく責任があります。 私たちは、皆で築き上げてきた歴史を誇りとして、まちづくりを自ら担う気概を持ち、まちづくりの主体としての役割を果たしていかなければなりません。 ともに考え、互いに認め合い、力を合わせてまちづくりに取り組み続けることで、人と人とのきずなや支え合う心をより確かなものにし、喜びとやりがいを感じながら、安全で安心な心豊かに暮らせるまち釧路を築いていくために、まちづくりの規範として、この条例を制定します。	○釧路湿原～釧路川の流域として発展してきた歴史。 ○アイヌの「人々」で表現が正しいか精査が必要。 ○アイヌ文化の保存、継承の重要性を考えると、「先人」とひとくくりにしてよいものか。 ○開拓時代についての言及も必要。 ○「開拓」は「土地の開墾」のイメージが強い。釧路は漁業等の要素も強い。 ○阿寒・音別・釧路の一体感が醸成できる表現を。 ○音別を表す単語を入れられないか。 ○条例の趣旨は皆がまちづくりに参加することであるので、各地域の言及にそこまでこだわる必要はない。 ○釧路川流域、釧路管内の拠点としての位置付け。 ○「丹頂」を入れたい。マリモと丹頂はセットだというイメージがある。 ○釧路独特の歴史や自然環境。温泉、山、冷涼な気候、夕日。釧路は夕日、というイメージは対外的にも強い。 ○「太平洋」の単語を入れてはどうか。市民憲章制定の議論では、音別を表す単語として太平洋を入れた経緯がある。 ○市民憲章は大切に。前文を丸ごと入れてもいい。 ○まちのキーワードは市民憲章である程度で完結している。

素案のたたき台	素案（案）【9月10日時点】	素案（案）【10月6日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
			○第1、2段落に細かいことを入れ過ぎると焦点がぼやける、各段落のバランスは今のレベルでよい。 ○前文の役割は市民にまちづくりへの参加を想起させること。大事なもののPRの場ではない。 ○次世代を託されている「子ども」というキーワードが欲しい。 ○「支え合う心」、「災害・減災」、「人と人とのきづな」、「安心・安全のまちづくり」等。 ○防災を考えると「安全」の単語は欲しい。「皆で力を合わせて安全・安心な住みよいまちづくり」などでどうか。 ○将来の釧路を夢の溢れるまちにするとのイメージが最も大切。 ○目指す将来のまちの姿を具体的に記載すべき。 ◎第3、4段落は、市民活動の具体的な成功事例を想定して記載すべき。 ○具体的な成功事例：湿原保全、チャイルズエンジェル、花時計、四季の像、市民と協働するまちづくり推進指針、わっと、SOSネットワーク、自立支援プログラム、ノーマライゼーション、ふまねっと、町内会主体の安心安全なまちづくり。 ◎意見は全て取り入れるわけにはいかないので落とす部分もでてくるが、解説やQ&Aで活かせると良い。

素案のたたき台	素案（案）【9月10日時点】	素案（案）【10月6日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、並びに市民の権利及び責務並びに市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりの実現を図ることを目的とする。	第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、並びに市民の権利及び責務並びに市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定めることにより、市民主体のまちづくりの実現を図ることを目的とする。	第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、並びに市民の権利及び責務並びに市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定めることにより、市民を主体とするまちづくりの実現を図ることを目的とする。	
（この条例の位置付け） 案① 第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想及び計画（以下「基本構想等」という。）その他のまちづくりに関する計画の策定及び変更並びにまちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。 案② 第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本的な事項を定める最高規範であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 ～ 以下同じ ～	（この条例の位置付け） 第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想及び計画（以下「基本構想等」という。）その他のまちづくりに関する計画の策定及び変更並びにまちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	（この条例の位置付け） 第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想及び計画（以下「基本構想等」という。）その他のまちづくりに関する計画の策定及び変更並びにまちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	【案①にすべき】 ◎法制上、序列が発生しないのであれば、混乱を招きかねないので「最高規範」とすべきではない。 ○「皆で大切にする」という意味なら「最大限に尊重」でも意味は通ると思う。 ○「最高」とは唯一、絶対のものというイメージがあるので、使うべきではない。 ○一度制定された条例は生き続けるので、制定当時は想定していない利用のされかたをする可能性もあるので、慎重な表現にすべき。 【案②にすべき】 ◎法制上、日本国憲法のような最高法規性はないが、常にこの条例の精神に則ったまちづくりが行われているかを確認するという決意を込める意味で「最高規範」とすべき。 ○この条例を皆で認識・共有するためにも、「最高規範」の看板を掲げるべき。

素案のたたき台	素案（案）【9月10日時点】	素案（案）【10月6日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
（定義） 案① 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 市民</u> 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。以下同じ。）をいう。 <u>(2) 市</u> 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。 <u>(3) まちづくり</u> 公共の福祉の増進を目的として行われる全ての<u>公共的な</u>活動をいう。 <u>(4) 市政</u> まちづくりのうち、市が担うものをいう。 <u>(5) 協働</u> まちづくりの課題に対して、市民と市がともに考え、協力しながら取り組む<u>事</u>をいう。 <u>(6) コミュニティ</u> 町内会等の<u>地縁による団体、市民がまちづくりの推進を目的として自主的に構成する特定非営利活動法人等の団体</u>その他これらに類する団体をいう。	（定義） 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 住民</u> <u>市内に住所を有する者をいう。</u> <u>(2) 市民</u> 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。以下同じ。）をいう。 <u>(3) 市</u> 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。 <u>(4) まちづくり</u> <u>釧路市における</u>公共の福祉の増進を目的とする全ての活動をいう。 <u>(5) 市政</u> まちづくりのうち、市が担うものをいう。 <u>(6) 協働</u> まちづくりの課題に対して、市民と市がともに考え、協力しながら取り組む<u>こと</u>をいう。 <u>(7) コミュニティ</u> 町内会等の<u>団体をはじめとする、まちづくりに資する共通の目的や関心によって結ばれた人々の集まり</u>をいう。	（定義） 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 住民 市内に住所を有する者をいう。 (2) 市民 住民又は市内で働き、若しくは学ぶ者若しくは事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。以下同じ。）をいう。 (3) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。 (4) まちづくり 釧路市における公共の福祉の増進を目的とする全ての活動をいう。 (5) 市政 まちづくりのうち、市が担うものをいう。 (6) 協働 市民及び市がまちづくりにおけるそれぞれの責務を果たしながら、協力し合うことをいう。 (7) コミュニティ 町内会をはじめとする居住等の地域によって形成された市民の集まり及び共通の目的、関心等によって形成された市民の集まりであって、まちづくりを行うものをいう。	【(1)市民】 ※別紙 参照 【(3)まちづくり】 ○わかりやすくするために「公共の福祉」を具体的に表現してはどうか。 ○「人の参加」等のソフト面も大事な要素なので表現できれば。 ○「まちづくり」は人々が協力して「住みやすい」コミュニティを作り出すことだと思う。 ○「まちづくり」は公共的なものだけに限定されないのでは。 ◎ここでいう「公共的」とは「行政の」という意味ではなく、「共助」などの「公共性があるもの」と理解するとよい。 【(6)コミュニティ】 ◎「コミュニティ」の原義は「共同体」。歴史や文化に根付いた人々の集まり、結びつきのこと。 ○「コミュニティ」と一般的に言う「地域共同体」。 ○「コミュニティ」は「地域同士の活動」だと思う。 ○「コミュニティ」は、「集まり」や「繋がり」のような人と人との間のネットワークのようなもの。 ○コミュニティづくりの一番の規範となるのが、町内会を単位とした地域の共同体。

素案のたたき台	素案（案）【9月10日時点】	素案（案）【10月6日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
案② 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。 (2) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。 ～ 以下同じ ～ 案③ 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。 ～ 以下同じ ～			○町内会は「自治組織」であるため、他の団体とは一線を画して重要。 ○地縁団体や目的テーマ別以外にも、職域的なものもある。
（基本理念） 第4条 まちづくりの主体は、市民であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づき行われるものであることを基本とする。	（基本理念） 第4条 まちづくりの主体は、市民であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づき行われるものであることを基本とする。	（基本理念） 第4条 まちづくりの主体は、市民であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づき行われるものであることを基本とする。	◎この条項の参考元である日本国憲法前文の「信託」は、「選挙による付託」よりも幅広い意味を持つ。「国政を担う正当性を与える」という抽象的な概念。その意味では「市民」でも間違いではない。

素案のたたき台	素案（案）【9月10日時点】	素案（案）【10月6日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
（基本原則） 第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを行うものとする。 （1）情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。 （2）市民参加の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加を進め、市は、その機会を保障すること。 （3）協働の原則 市民及び市は、相互理解のもと協働すること。 2 市は、前項の基本原則の実施に当たっては、人種、宗教、信条、性別、社会的身分、障がいの有無、経済状況等によって市民が不当に不利益を受けないようにしなければならない。	（基本原則） 第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを行うものとする。 （1）情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。 （2）市民参加の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加を進め、市は、その機会を保障すること。 （3）協働の原則 市民及び市は、相互理解のもと協働すること。 2 市は、まちづくりにおいて、人種、宗教、信条、性別、社会的身分、障がいの有無、経済状況等によって市民が不当に不利益を受けないようにしなければならない。	（基本原則） 第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを行うものとする。 （1）情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。 （2）市民参加の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加を進め、市は、その機会を保障すること。 （3）協働の原則 市民及び市は、相互理解のもと協働すること。	
第2章 権利及び責務 （市民の権利） 第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。 2 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。 3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益を受けない。	第2章 権利及び責務 （市民の権利） 第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。 2 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。 3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益を受けない。	第2章 権利及び責務 （市民の権利） 第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。 2 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。 3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益を受けない。	○情報を知る権利については「市政に関する」ということで良いと思う。 ○「参加又は不参加を理由に不利益を受けない」と書く必要はないのでは。「参加しなくても良い」面が強調されてしまう。 ○責務を明記する以上、差別的な扱いを受けないよう、「不利益を受けない」ことは明記すべき。
（市民の責務） 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識する<u>と</u>とともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、公共の福祉を意識し、自らの発言と行動に責任を持つものとする。	（市民の責務） 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識する__とともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、<u>（削除）</u>自らの発言と行動に責任を持つものとする。	（市民の責務） 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。	

素案のたたき台	素案（案）【9月10日時点】	素案（案）【10月6日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
（事業者の責務） 第8条 事業者（<u>市内で事業活動その他の活動を行う者及び団体をいう。</u>）は、<u>地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、</u>地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。	（事業者の責務） 第8条 事業者_____（削除） _____は、_____（削除） _____地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。	（事業者の責務） 第8条 事業者は、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。	◎団体や企業のまちづくりの参加を明確にするために、独立した条項があっても良い。 ○「事業者」は一般的に企業・営利団体を思い浮かべる。団体やNPO等も含めるため表現を変えた方が良いのでは。 ○市民には権利と責務があるのに、事業者には責務だけという点に違和感がある。 ◎市民の中に事業者も含まれるので、市民の権利責務はそのまま適用された上で、その役割の大きさから特出しした条項と理解するのが良い。
（市長の責務） 第9条 市長は、<u>市民から信託を受けた</u>本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。 2 市長は、市民の意思を把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。 3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。	（市長の責務） 第9条 市長は、<u>選挙によって選ばれた</u>本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。 2 市長は、市民の意思を把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。 3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。	（市長の責務） 第9条 市長は、選挙によって選ばれた本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。 2 市長は、市民の意思を把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。 3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。 4 市長は、市政において、人種、宗教、信条、性別、社会的身分、障がいの有無、経済状況等によって市民が不当に不利益を受けないようにしなければならない。	■市長以外の執行機関を含んだ規定にするかどうかの整理が必要。 ○選挙権を考慮すると「信託」できるのは「住民」であって、「住民以外の人も含む広い意味の『市民』」を置くべきではない。 ◎「選挙を通じた付託」等の表現が適切ではないか。 ○帯広市は「帯広・十勝の魅力や個性を活かして」と規定しており印象深い。

素案のたたき台	素案（案）【9月10日時点】	素案（案）【10月6日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
（市職員の責務） 第10条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。	（市職員の責務） 第10条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。	（市職員の責務） 第10条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。	○「市民協働」や「市民とともに」などの表現があった方が良い。
（議会及び議員の責務） 第11条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。 2 議員は、市政全般に関する課題、市民の意見等を的確に把握し、公共の福祉の増進に反映させるよう努めなければならない。	（議会及び議員の責務） 第11条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。 2 議員は、市政全般に関する課題、市民の意見等を的確に把握し、公共の福祉の増進に反映させるよう努めなければならない。	（議会及び議員の責務） 第11条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。 2 議員は、市政全般に関する課題、市民の意見等を的確に把握し、公共の福祉の増進に反映させるよう努めなければならない。	◎議会もまちづくりの担い手の一角なので、独立した条項は置くべき。
第3章 コミュニティ 第12条 市民及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てるよう努めるものとする。 2 市民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的にコミュニティに参加し、まちづくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めなければならない。	第3章 コミュニティ 第12条 市民及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てるよう努めるものとする。 2 市民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的なコミュニティへの参加を通じて、まちづくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めなければならない。	第3章 コミュニティ 第12条 市民及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てるよう努めなければならない。 2 市民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的にコミュニティに参加することを通じて、まちづくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めなければならない。	○町内会を育成するという観点で、現在活動している人が勇気を持てるような表現を盛り込んで欲しい。 ○「市民及び市」は「育てるよう努める」とあるが、コミュニティは市民が自らの力で育てるべきものであって、市に関する記述は「支援」に留めるべきではないか。 ○「コミュニティ」は一つの日本語として既に浸透している。 ○住民の力を引き出すことに行政は力を入れるべきで、団体の活動支援を明記して欲しい。 ○「コミュニティは重要」と言いながら実際の施策に乖離がある。 ■大切なのはコミュニティの定義そのものよりも、市や市民がどう関わるかの規定だと思

素案のたたき台	素案（案）【9月10日時点】	素案（案）【10月6日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
			う。
第4章 情報共有 （情報共有） 第13条 市は、まちづくりに<u>関する</u>情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。 2 市民は、まちづくりに対する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、<u>自ら情報を発信し、</u>他の市民や市との情報の共有に努めるものとする。	第4章 情報共有 （情報共有） 第13条 市は、まちづくりに<u>必要な</u>情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。 2 市民は、まちづくりに対する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、<u>（削除）</u>他の市民や市との情報の共有に努めるものとする。	第4章 情報共有 （情報共有） 第13条 市は、まちづくりに必要な情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。 2 市民は、まちづくりに対する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、他の市民や市との情報の共有に努め<u>なければならない</u>。	○「まちづくりに関する情報」を「まちづくりに必要な情報」とし、提供側が選択する余地は考慮しなくてよい。 ○「他の市民や市との情報の共有」は解釈の余地が広いので、煮詰めた方がよい。 ●「他の市民や市との情報の共有」は通学路の危険箇所、避難所の不備等、市民の気づきを市と共有するイメージ。 ○「自ら情報を発信し」は、市民に通報義務を課すことに繋がる印象があるので、少し柔らかい表現にすべき。 ○「努める」は「奨励する」程度の意味で、積極的なまちづくりの参加を示す程度の意味合いなのでこのままでよい。 ■「通報義務を課すもの」と受け取られないよう法制チェックを行う。 ■「努める」が構文上、どこにかかるかを整理すべき。
（情報公開） 第14条 市は、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書の開示等について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。	（情報公開） 第14条 市は、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書の<u>公開</u>について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。	（情報公開） 第14条 市は、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書の公開について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。	■「公文書の開示等」は、釧路市情報公開条例の表現と整合をとるべき。 ○「等」はあまり使わない方がよい。 ○「公文書の公開」と「情報の公開」の指す内容について整理が必要ではないか。

素案のたたき台	素案（案）【9月10日時点】	素案（案）【10月6日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
（個人情報保護） 第15条 市は、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。	（個人情報保護） 第15条 市は、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。	（個人情報保護） 第15条 市は、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。	◎「市民の知る権利を尊重し」との表現は、現在までの実践で練り上げられた言葉なので、入れるべきでは。 ●個人情報保護条例で言及されているので、他の条項とのバランスを考え、省略した。 ○個人情報保護条例に記載されているのであれば、自治基本条例には「知る権利」の記載は不要では。 ■第13条の構成を工夫して、第4章の総則として記載する方法もある。 ○防災等の場面で、情報の共有と個人情報保護の両立が可能な工夫ができればよいが。 ■防災等の場面の両立については、条文化できないまでも逐条解説等で言及すべき。
第5章 市民参加及び協働 （市民参加） 第16条 市は、まちづくりへの市民参加の機会を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。	第5章 市民参加及び協働 （市民参加） 第16条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。	第5章 市民参加及び協働 （市民参加） 第16条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。	○「まちづくり」は受け手によってイメージが異なり、広い意味を持つ。それを「市が参加機会を保障する」と言い切ってしまうと混乱を招くのでは。
（協働） 第17条 市は、市民と市の協働によるまちづくりを推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民と市の協働の実効性を	（協働） 第17条 市は、市民と市の協働によるまちづくりを推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民と市の協働の実効性を	（協働） 第17条 市は、協働によるまちづくりを推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、協働の実効性を高めるよう努めなけれ	

素案のたたき台	素案（案）【9月10日時点】	素案（案）【10月6日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
高めるよう努めなければならない。 2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。	高めるよう努めなければならない。 2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。	ばならない。 2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。	
（子どものまちづくりへの参加） 第18条 市民及び市は、子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加することができるよう <u>配慮する</u> ものとする。	（子どものまちづくりへの参加） 第18条 市民及び市は、 <u>市民である</u> 子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加することができるよう <u>努める</u> ものとする。	（子どものまちづくりへの参加） 第18条 市民及び市は、 <u>子ども</u> がその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加する <u>機会を確保する</u> よう努めなければならない。	○まちづくりに関心を持つ子どもを育てることは大切なことなので、「配慮する」では表現として少し弱い。 ○「年齢にふさわしい形」ではなく、「子どもにふさわしい形」にしてはどうか。
（男女平等参画） 第19条 市民及び市は、まちづくりにおいて男女平等参画を推進するよう努めなければならない。	（男女平等参画） 第19条 市民及び市は、まちづくりにおいて男女平等参画を推進するよう努めなければならない。	（男女平等参画） 第19条 市民及び市は、まちづくりにおいて男女平等参画を推進するよう努めなければならない。	○雇用機会均等法、男女平等参画条例があるので、自治基本条例には条項は不要ではないか。 ○スローガンのような位置付けならば独立した条項としてあっても良い。その場合も「まちづくり」の使い方には留意すべき。 ○子ども・男女平等参画についての条項はあって良いと思う。
（住民投票） 第20条 市は、市政に関する重要事項について、直接、 <u>市民</u> の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を行うことができる。 2 市長及び市議会議員の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条に定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。	（住民投票） 第20条 市は、市政に関する重要事項について、直接、 <u>住民</u> の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を行うことができる。 2 市長及び市議会議員の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条に定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。	（住民投票） 第20条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を行うことができる。 2 市長及び市議会議員の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条に定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。	◎未成年者に投票権を与える等、地方自治法より踏み込んだ制度設計も可能。 ○参政権が現状20歳以上であることを踏まえ、投票権の範囲については慎重に判断すべき。 ○少数意見のクローズアップという懸念が残る以上、実施のハードルは高くすべき。「た

素案のたたき台	素案（案）【9月10日時点】	素案（案）【10月6日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長　○：委員　■：議長　●：事務局
できる。 3　住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。 4　市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。	できる。 3　住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。 4　市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。	できる。 3　住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。 4　市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。	たたき台」の表現は地方自治法の直接請求から逸脱していないので妥当と思う。 ○自治基本条例に記載することは、「住民投票」という新たな制度を市政に持ち込む決断をすることと同義である。議会等でその点に留意して審議を尽くして欲しい。 ○住民投票は市民参加の重要な手法の一つであるので、条項自体は設けるべきだと思う。
（市民意見提出手続） 第21条　市は、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等（以下「政策策定等」という。）に当たっては、政策策定等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する市の考え方等を公表しなければならない。	（市民意見提出手続） 第21条　市は、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等（以下「政策策定等」という。）に当たっては、政策策定等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する市の考え方等を公表しなければならない。	（市民意見提出手続） 第21条　市は、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等（以下「政策策定等」という。）に当たっては、政策策定等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する市の考え方等を公表しなければならない。	
第6章　行政運営 （基本構想等） 第22条　市長は、基本構想等を策定するものとする。 2　市長は、基本構想等の策定に当たっては、市民の意見を広く反映させるため、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。 3　市長は、基本構想等の進捗状況を適切に管理し、その結果を市民に分かりやすく提供するものとする。	第6章　行政運営 （基本構想等） 第22条　市長は、基本構想等を策定するものとする。 2　市長は、基本構想等の策定に当たっては、市民の意見を広く反映させるため、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。 3　市長は、基本構想等の進捗状況を適切に管理し、その結果を市民に分かりやすく提供するものとする。	第6章　行政運営 （基本構想等） 第22条　市長は、基本構想等を策定するものとする。 2　市長は、基本構想等の策定に当たっては、市民の意見を広く反映させるため、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。 3　市長は、基本構想等の進捗状況を適切に管理し、その結果を市民に分かりやすく提供するものとする。	○第22条から第26条にかけての、「市長」と「市長等」の使い分けについて精査が必要ではないか。
（財政運営） 第23条　市長は、財政の状況を的確に把握し、中期的な見通しに立った健全な財政運営を図るよう努めなければならない。 2　市長は、予算編成に当たっては、基本構想	（財政運営） 第23条　市長は、財政の状況を的確に把握し、中期的な見通しに立った健全な財政運営を図るよう努めなければならない。 2　市長は、予算編成に当たっては、基本構想	（財政運営） 第23条　市長は、財政の状況を的確に把握し、中期的な見通しに立った健全な財政運営を図るよう努めなければならない。 2　市長は、予算編成に当たっては、基本構想	

素案のたたき台	素案（案）【9月10日時点】	素案（案）【10月6日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
等の進捗状況及び行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。 3 市長は、財政状況並びに予算及び決算の内容を分かりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するよう努めなければならない。	等の進捗状況及び行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。 3 市長は、財政状況並びに予算及び決算の内容を分かりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するよう努めなければならない。	等の進捗状況及び行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。 3 市長は、財政状況並びに予算及び決算の内容を分かりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するよう努めなければならない。	
（行政運営） 第24条 市長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。	（行政運営） 第24条 市長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。	（行政運営） 第24条 市長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。	○危機管理条項を入れるべき。
（行政評価） 第25条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営や施策等に反映させるよう努めなければならない。 2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民、 有識者等 による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。	（行政評価） 第25条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営や施策等に反映させるよう努めなければならない。 2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民 （削除） による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。	（行政評価） 第25条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営や施策等に反映させるよう努めなければならない。 2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、 市民による評価 の仕組みを整備するよう努めなければならない。	○外部評価は条例に入れて欲しい。評価そのものも大切だが、市民がまちづくりについて知る場となることが大きい。 ○有識者も市民だと思うので、両者を分けて表記すると少し違和感がある。
（行政手続） 第26条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適切に行い、市民の権利利益の保護に努めなければならない。	（行政手続） 第26条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適切に行い、市民の権利利益の保護に努めなければならない。	（行政手続） 第26条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適切に行い、市民の権利利益の保護に努めなければならない。	
（他の自治体等との連携） 第27条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携協力を努めるものとする。 2 市は、行政サービスの向上や効率的な行財政運営等を図るため、国内外の自治体等との交流、連携及び協力を努めるものとする。	（他の自治体等との連携） 第27条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携協力を努めるものとする。 2 市は、行政サービスの向上や効率的な行財政運営等を図るため、国内外の自治体等との交流、連携及び協力を努めるものとする。	（他の自治体等との連携） 第27条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携 及び 協力を努め なければならない 。 2 市は、行政サービスの向上や効率的な行財政運営等を図るため、国内外の自治体等との交流、連携及び協力を努め なければならない 。	

素案のたたき台	素案（案）【9月10日時点】	素案（案）【10月6日時点】	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
第7章 この条例の見直し 第28条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の見直しについて検討することが必要であると認めるときは、この条例の見直しを検討する組織を設置する等の必要な措置を講じるものとする。	第7章 この条例の見直し 第28条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の見直しについて検討することが必要であると認めるときは、この条例の見直しを検討する組織を設置する等の必要な措置を講じるものとする。	第7章 この条例の見直し 第28条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の見直しについて検討することが必要であると認めるときは、この条例の見直しを検討する組織を設置する等の必要な措置を講じるものとする。	○見直し条項は置くべき。年数も明記した方が 良い。

（仮称）釧路市自治基本条例 素案（案）について意見要旨

No	条項号の 番号	項目	素案（案）【9月10日時点】の条文 （下線がご意見の対象箇所）	ご意見
1		名称	釧路市まちづくり基本条例	素案（案）のとおり「 釧路市まちづくり基本条例 」がよい。
2		前文（全体）	わたしたち は、皆で築き上げてきた歴史を誇りとして、まちづくりを自ら担う気概を持ち、まちづくりの主体としての役割をはたしていかなければなりません。	書き言葉としては「わたしたち」よりも「 私たち 」が一般的ではないか。
3		前文 （第2段落）	わたしたち釧路市民は、「広野に丹頂が舞い、夕焼けが太平洋を染める釧路の市民です」と謳い出される釧路市民憲章を胸に、 生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまちを築き 、あすの釧路市 がより輝くよう 、次世代に引き継いでいく責任があります。	表現に一部、市民憲章との重複がある。 『わたしたち釧路市民は、「広野に丹頂が舞い、夕焼けが太平洋を染める釧路の市民です」と謳い出され、「 郷土を愛し、世界に誇れるまちをつくりましょう 」で 結ばれる 釧路市民憲章を胸に、あすの釧路市 を発展させ 、次世代に引き継いでいく責任があります。』 と変えてはどうか。
4	1条	目的	この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、 並びに 市民の権利及び責務 並びに 市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定めることにより、市民主体のまちづくりの実現を図ることを目的とする。	「並びに」が重複しているため削除しても良いのでは。
5	3条1項1号	定義（住民）	住民 市内に 住所を有する者 をいう。	「市内に 住所を有し、住民登録がなされ権利と義務を負う者 をいう」としてはどうか。
6	3条1項2号	定義（市民）	市民 市内に 住所を有する者 、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。以下同じ。）をいう。	「市内に 住み、住民登録をしていない者 。市内で働き、若しくは学ぶ者、又は事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者、若しくは団体をいう。以下同じ。）をいう。」としてはどうか。
7	3条1項6号	定義（協働）	協働 まちづくりの 課題に対して 、市民と市がともに考え、協力しながら取り組むことをいう。	「まちづくりの 推進に向けて 」又は「まちづくり に向けて 」とした方が良い。（課題克服より創造するイメージの方が前向きに捉えられる。）
8	3条1項7号	定義 （コミュニティ）	コミュニティ 町内会等の団体をはじめとする、まちづくりに資する共通の目的や関心によって結ばれた人々の 集まり をいう。	「結ばれた人々の 交流の場 をいう」としてはどうか。
9	3条1項7号	定義 （コミュニティ）	コミュニティ 町内会等の団体をはじめとする、まちづくりに資する共通の目的や関心によって結ばれた人々の 集まり をいう。	「結ばれた人々の 連携 をいう」とした方が、相互意識や互助のイメージをし易いのではないか。

No	条項号の 番号	項目	素案（案）【9月10日時点】の条文 （下線がご意見の対象箇所）	ご意見
10	9条2項	市長の責務	市長は、市民の意思を 把握し 、市政に反映させるよう努めなければならない。	「市長は、市民の意思を把握し」は権力関係をイメージするので「市長は、市民の意思を 尊重し 」とした方が協力的な印象になると思う。
11	16条1項	市民参加	市は、まちづくりへの市民参加を推進する ものとし、そのための 制度の充実に努めなければならない。	「市はまちづくりへの市民参加を推進する ため 、制度の充実に努めなければならない」としてはどうか。
12	18条1項	子どものまちづくりへの参加	市民及び市は、市民である子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加することができるよう 努めるものとする。	「 努めなければならない 」としてはどうか。
13	18条1項	子どものまちづくりへの参加	市民及び市は、市民である 子ども が その年齢にふさわしい形でまちづくりに 参加することができるよう努めるものとする。	「市民及び市は、 青少年や子ども が、 まちづくりの一員として 参加できるよう努めるものとする。」としてはどうか。 （将来のまちづくりを担う子どもの参加は無視できない。親・子ども・幼児が揃ってお祭りに参加できるイメージを。）
14	18条	子どものまちづくりへの参加	市民及び市は、市民である子どもが その年齢にふさわしい形でまちづくりに 参加することができるよう 努めるものとする。	1項を新たに設けて、 「 1 子どもは、地域社会の一員として、まちづくりに参加する権利を有する 」 「2 市民及び市は、子どもが まちづくりにふさわしい形で 参加できるよう 努めなければならない（支援しなければならない） 」 と変更した方がわかりやすいのでは。
15	（24条）	危機管理		危機管理の条項 を新たに設けるべき。 （釧路市は地震や津波を警戒すべき地形にあるため、前文に記されている「安全・安心」を具体的に示す条項が必要）
16	27条2項	他の自治体等との連携	市は、行政サービスの向上や効率的な行財政運営等を図るため、国内外の自治体等との交流、連携及び協力に努めるものとする。	自治体等とは、他の市町村に限らず、企業や大学などの「 産学官連携 」や「 官民連携 」が含まれると思うが、用語集での説明はあるのか。
17	27条	他の自治体等との連携	1 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携協力に努めるものとする。 2 市は、行政サービスの向上や効率的な行財政運営等を図るため、国内外の自治体等との交流、連携及び協力に努めるものとする。	「 釧路地域全体の発展 」について言及すべき。
18	22条～27条			第6章全体を通じて、 市、市長、市長等の使い分けを確認 して欲しい。

第 2 1 回検討委員会での意見について

第 1 2 条関連

○「市民及び市」は「育てるよう努める」とあるが、コミュニティは市民が自らの力で育てるべきものであって、市に関する記述は「支援」に留めるべきではないか。

⇒ 第一項は総則的に両者の心構えを記載したもの。その実現のための市民と市の具体的な行動を第二項と第三項でそれぞれ規定している。

市民が「自主的な参加」「主体的な取組」、市が「尊重しながら支援」なので、両者の差は明らかになっている。

第 1 4 条関連

○ 「公文書の公開」と「情報の公開」について「公開」が重複しているので、考え方の整理が必要では。

⇒ 「情報の公開」と「公文書の公開」はそれぞれ別の概念。「情報の公開」は「公文書の公開」や「情報の提供」などを含む広い概念。

(参考) 釧路市情報公開条例の概要

第 5 ～ 1 9 条	公文書公開に係る規定
第 2 0 条	情報提供の推進
第 2 1 条	会議の公開
第 2 4 条	出資法人等の情報公開
第 2 5 条	指定管理者の情報公開

FAX送信先：0154-22-4473

(釧路市総合政策部都市経営課宛)

感想記入シート

第22回検討委員会（平成26年10月6日開催）

※委員会の感想、
委員長への質問、
事務局への要望
等、自由に記入し
てください。

【連絡先】

釧路市総合政策部都市経営課 担当 河面

電話番号 0154-31-4502

FAX番号 0154-22-4473

E-mail shimpei.komo@city.kushiro.lg.jp